

公益財団法人福島県体育協会
会長 須佐 喜夫 様

公益財団法人日本スポーツ協会
会長 伊藤 雅 俊

公認スポーツ指導者初期登録手数料の変更について

平素より公認スポーツ指導者育成事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、標記の件について、令和 3 年 12 月 13 日開催の当協会指導者育成委員会において審議し、下記のとおり初期登録手数料を変更することといたしました。

については、貴団体の関係団体・関係者への周知やホームページ・開催要項等への反映作業等のご対応をお願い申し上げます。

当協会といたしましては、資格保有者の資質能力の向上はもとより、活躍の機会等をより一層充実してまいりたいと考えており、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

項目	変更前	変更後
初期登録手数料	3,000 円 (税込)	3,300 円 (税込)

2. 変更理由

初期登録手数料については、平成 8(1996)年から徴収を開始して以降、一度も金額を変更しておりませんでした。以下の観点から変更させていただきます。

- 消費税率変更への対応
約 25 年間で消費税率が 3%から 10%に変更したことに伴い、約 200 円の税負担が増加
- 経費増への対応
約 25 年間で原材料費や働き方改革に伴う人件費等が増額したことに伴い、約 120 円の経費が増加<2020 年消費者物価指数換算(全国・年平均・中分類指数・総合)>
- 「インボイス制度」への対応
令和 5(2023)年 10 月に導入される同制度への対応に伴い、税抜額(本体価格)を整数にする必要がある

3. 適用時期

令和 5(2023)年 4 月 1 日付登録から適用

4. 備考

初期登録手数料は、公認スポーツ指導者登録規程(第 3 条第 2 項)に基づき、資格毎に、その初回の登録(復活登録を含む)に際して徴収している手数料です(更新登録時には不要)。

登録料は 4 年間で、基本登録料、資格別登録料、初期登録手数料の合計金額を一括で納入いただいております。登録料については、当協会ホームページ(以下)にも掲載しております。

JSP0 トップページ>スポーツ指導者>登録に関する各種手続き>公認スポーツ指導者登録料>

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid232.html>

■本件に関するお問い合わせ先
スポーツ指導者育成部 活動推進課
公認スポーツ指導者登録係
E-mail:touroku@japan-sports.or.jp